

令和7年度
第1回
会津若松市国民健康保険運営協議会

日時：令和7年5月19日（月）午後1時～
場所：会津若松市役所本庁舎3階3-4会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 諮 問
- 3 市長あいさつ
- 4 議 事
諮問案件
(1) 会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について
(課税限度額の改正)
報告案件
(1) 会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について
(応益割に係る軽減判定基準の改正)
(2) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施について
- 5 その他
- 6 閉 会

諮問案件

会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について

1 課税限度額の改正

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

- 担税能力に応じた負担を求めるため、国の基準に準じて課税限度額を引き上げる。

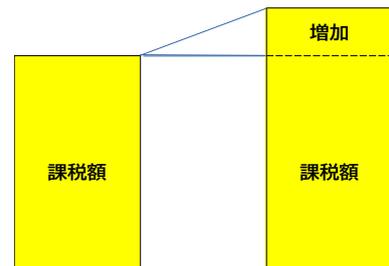
区 分	現 行	改正後	増 減
基礎課税分（医療分）	65万円	66万円	+1万円
後期高齢者支援金分	24万円	26万円	+2万円
介護納付金分（40～64歳）	17万円	17万円	－
合 計	106万円	109万円	+3万円

※ 国民健康保険税は、基礎課税分（医療分）、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計で構成される。

- 改正の影響
（令和7年2月末時点の被保険者について
令和6年度の所得で算定したもの）

国保税課税額 **約320万円**の増加見込み

- ※ 課税額が増加する世帯数
119世帯（全体の約0.81%）



【参考】これまでの改正経過

年 度	基礎課税分 （医療分）	後期高齢者 支援金分	介護納付金分 （40～64歳）	合 計
令和2年度	63万円 （+2万円）	19万円	17万円 （+1万円）	99万円 （+3万円）
令和4年度	65万円 （+2万円）	20万円 （+1万円）	17万円	102万円 （+3万円）
令和5年度	65万円	22万円 （+2万円）	17万円	104万円 （+2万円）
令和6年度	65万円	24万円 （+2万円）	17万円	106万円 （+2万円）

2 施行期日

公布の日から施行する。

3 適用区分

改正後の条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告案件(1)

会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について

1 軽減判定所得基準の改正

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

- 低所得者の負担軽減を図るため、応益割（均等割・平等割）の5割、2割軽減に係る軽減判定所得の基準を引き上げる。

判定区分	現行	改正後
5割軽減	基準額43万円+ 29万5千円 ×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	基準額43万円+ 30万5千円 ×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	基準額43万円+ 54万5千円 ×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	基準額43万円+ 56万円 ×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)

※ 基準額43万円 … 住民税基礎控除相当額

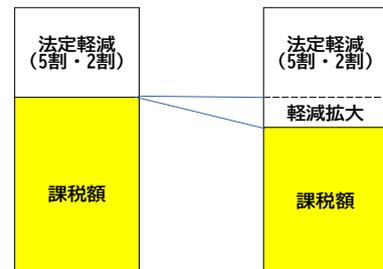
※ 給与所得者等 … 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける者

○ 改正の影響

（令和7年2月末時点の被保険者について
令和6年度の所得で算定したもの）

国保税課税額 **約350万円**の減少見込み

※ 課税額が減少する世帯数
177世帯（全体の約1.21%）



※ 軽減分については、保険基盤安定制度により県が4分の3に相当する額を負担し、残り4分の1は市の一般会計からの繰入となり全額補填される。なお、一般会計からの繰入分については交付税措置される。

2 施行期日

公布の日から施行する。

3 適用区分

改正後の条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告案件(2)

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施について

本市では、令和4年度より高齢者の疾病予防や重症化予防と生活機能の改善への対応について一体的に行い、高齢者の心身の多様な課題に対応した、きめ細かな支援に取り組んできました。

令和4年度は1つのモデル地区、令和5年度は3つのモデル地区において実施し、令和6年度は市内全域で実施いたしました。

1 令和6年度の取組状況と成果

(1) 個別的支援

- ① 低栄養防止、生活習慣病（糖尿病性腎症・高血圧症）の重症化予防
生活習慣の改善等や治療につなげるため、49名に対し栄養指導や保健指導を実施しました。
- ② 健康状態が不明な高齢者の実態調査・支援
304名にアンケート調査実施後、193名に対し訪問や電話による保健指導を実施しました。また、うち16名が介護サービス等につながりました。

(2) 会場における体力測定・健康教室

- ① フレイル予防教室：7団体で14回開催 延べ157名参加
- ② フレイルチェック：33会場で53回開催 延べ779名参加
体力測定等により自身の筋力低下等の状態を知り、フレイル予防の大切さを知る機会となりました。

2 令和7年度の実施内容

(1) 個別的支援

- ① 低栄養防止・生活習慣病（糖尿病性腎症・高血圧症）重症化予防の取組
健康診査の受診結果や治療中断等により支援が必要な方に対し、訪問や電話等による健康相談・保健指導等の支援を行います。
- ② 健康状態が不明な高齢者に対する実態調査や支援
健康診査、医療、介護サービスに繋がっていない高齢者を把握し、必要なサービスや支援に繋げる取組を行います。

(2) 会場における体力測定・健康教室

介護予防ボランティアや地域包括支援センターと連携して取り組みます。

- ① フレイル予防教室の実施
地域サロン団体等に対し、栄養・口腔・運動等のフレイル予防の普及啓発や健康教育・健康相談を行います。
- ② フレイルチェックの実施
体力測定等を実施し、栄養や筋力低下等、高齢者の個別の状況に応じ、医療機関や健康診査の受診勧奨、介護サービス等の利用勧奨を行います。